

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	規 則	ページ
○ 病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則【病院局総務課】		3
	◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】		4
	◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程【病院局総務課】		5

本号で公布された条例等のあらまし

◇病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

平成26年4月1日付の組織改正に伴い、地方公営企業法第39条に規定する地方公務員法第36条の適用を受ける職員の範囲を整備することとしました。

。

この規則は、平成26年4月1日から施行することとしました。

病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第30号

病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（昭和42年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「総看護師長」を「副看護部長」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

北九州交通局長 白 杉 優 明

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の運輸課施設整備係の項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第1号

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

北九州市病院局長 江本均

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市病院局事務分掌規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条医療センター看護科の項を削り、同条医療センター事務局の項の前に次のように加える。

看護部

医療安全管理室

第1条医療センター医療安全管理室の項及び同条八幡病院看護科の項を削り、同条八幡病院事務局の項の前に次のように加える。

看護部

医療安全管理室

第1条八幡病院医療安全管理室の項を削る。

第2条病院看護科の項を削り、同条事務局の項の前に次のように加える。

看護部

- (1) 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 患者の面会人等に関すること。
- (3) 部に属する器械器具及び看護録等の保管に関すること。
- (4) その他看護に関すること。

医療安全管理室

- (1) 病院における医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。
- (3) その他医療に係る安全管理に関すること。

第2条病院医療安全管理室の項を削る。

第3条第1項中「及び」を「、工事に係る契約事務を担当する担当部長（以下「病院局工事契約担当部長」という。）、」に改め、「）」の次に「及び工事に係る契約事務を担当する担当課長（以下「病院局工事契約担当課長」という。）」を加え、同条第2項中「及び副院長」の次に「、看護部に看護部長及び副看護部長、室に室長」を加え、「事務局長、室に室長」を「事務局長、工事に係る契約事務を担当する担当部長（以下「事務局工事契約担当部長」という。）及び工事に係る契約事務を担当する担当課長（以下「事務局工事契約担当

課長」という。)に改め、同条第3項中「及び看護科」を削り、「以下」を「第5項において」に改め、「、看護科に看護部長、総看護師長及び副総看護師長」を削り、同条第5項中「看護科に看護師長及び助産師長」を「薬剤科に副部長」に改め、「衛生検査技師長」の次に「、看護部に看護師長及び助産師長」を加え、同条第7項中「担当部長」の次に「(病院局工事契約担当部長を除く。)」を、「給与担当課長」の次に「及び病院局工事契約担当課長」を、「病院に」の次に「統括部長及び」を、「科付」の次に「、看護部に担当課長、担当係長及び看護部付、室に担当課長、担当係長及び室付」を、「事務局に担当課長」の次に「(事務局工事契約担当課長を除く。)」を加え、「、室に担当課長、担当係長及び室付」を削る。

第3条の2中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「、総務企画局人事部給与課長」を「総務企画局人事部給与課長を、病院局工事契約担当課長及び事務局工事契約担当課長には契約室契約課長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

病院局工事契約担当部長及び事務局工事契約担当部長には、契約室長をもって充てる。

第4条第4項中「、総看護師長及び副総看護師長」を「及び副看護部長」に改め、同条第8項中「事務局付及び室付」を「看護部付、室付及び事務局付」に改める。

第5条第1項中「次長に」を「次長(病院局工事契約担当部長を含む。以下同じ。)」に改め、「主管課長」の次に「又は主管の担当課長」を加え、同条第2項中「給与担当課長」の次に「、病院局工事契約担当課長及び事務局工事契約担当課長」を加え、同条第6項中「事務局長に」を「事務局長(事務局工事契約担当部長を含む。以下同じ。)」に改め、同条第7項中「総看護師長」を「副看護部長」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「副総看護師長」を「副看護部長」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

第6条中「総看護師長、副総看護師長」を「副看護部長」に改める。

付則第5項中「第3条の2第2項」を「第3条の2第3項」に改める。

付則第9項を次のように改める。

(副看護部長の特例)

9 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、副看護部長を5人置くことができる。

付則第10項中「副総看護師長」を「副看護部長」に改める。

付則第11項中「第8項」を「付則第9項」に、「副総看護師長」を「副看

護部長」に、「総看護師長」を「看護部長」に、「第5条第12項」を「第5条第7項」に改める。

付則第12項中「第8項」を「付則第9項」に、「副総看護師長」を「副看護部長」に、「総看護師長」を「看護部長」に改める。

付則第13項から第16項までを削る。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(北九州市病院局公印規程の一部改正)

2 北九州市病院局公印規程(昭和42年北九州市病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の局印・管理者及び局長印の項中

「

北九州市 病院局長 印	れい書	方21	5	管理者の権 限に属し、 局長名によ って発する 公文書用	総務課
-------------------	-----	-----	---	--	-----

を

」

「

北九州市 病院局長 印	れい書	方21	5	管理者の権 限に属し、 局長名によ って発する 公文書用	総務課
工事契約 事務専用 北九州市 病院事業 管理者印	れい書	方27	6	病院局工事 契約担当部 長及び病院 局工事契約 担当課長並 びに事務局 工事契約担 当部長及び	契約室 管理課

に

			事務局工事 契約担当課 長が執行す る契約事務	
--	--	--	----------------------------------	--

改め、同表の専用局長等の印の項中

6
7
8
9
10
11

を

7
8
9
10
11
12

に改め、

同表の補助機関等の印の項中

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

を

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

に改め、

同表の印版の項中

23
24

を

24
25

に改める。

別表第2中ひな型24をひな型25とし、ひな型6からひな型23までを1
ずつ繰り下げ、ひな型5の次に次のように加える。

6

工事契約事務
北九州市病院 事業管理者印
専 用